

総務常任委員会

平成31年3月15日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小村 尚己	○平川 理恵	宮崎 和彦
嶋田 善行	井上 卓也	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	藤原 伸宏	総 務 部 長	加藤 惠三
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	安藤 容子
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	尾崎 まり
財 政 課 長	福居 哲也	同 課 長 補 佐	柳井孝一朗
税 務 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	面卷 昭男	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	岡村 智生
生涯学習課長	栗本 公生	同 参 事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大塚 美季		

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 木澤委員、平川委員

委員長

皆様、こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、平川委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第5号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 栗本生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、付託議案の1番目、議案第5号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

生涯学習
課長

それでは、条例の一部改正の内容につきまして、議案書末尾の要旨をもってご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

学校教育法におきまして、専門職大学及び専門職短期大学の制度が新た

に設けられましたことにより、児童福祉法に基づきます放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成30年2月16日に公布され、平成31年4月1日より施行されることに伴いまして、本条例におきまして所要の改正を行うものであります。

なお、放課後児童健全育成事業とは、当町では学童保育事業がそれにあたるものでございます。

今回、改正いたします内容は、放課後児童支援員の資格要件の改正であり、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として、専門職大学における社会福祉学等の前期課程修了者を追加するものでございます。

特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識、理論、実践的なスキルの両方を身につけることを目的に制度化されます専門職大学がありますが、大学相当にあたる4年制と短期大学に相当する2年または3年の修業に区分され、4年制につきましては、さらに前期課程・後期課程に区分することができることとなっております。

この専門職大学の前期課程を修了した者には「短期大学士」が授与されるとともに、社会福祉学などではこの前期課程におきまして、子どもの発達に関することの知識を習得することから、大学卒業者に加え、今回、専門職大学の前期課程修了者を、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として対象に加えるものでございます。

次に、施行期日でございますが、平成31年4月1日より施行いたします。なお、条例本文、新旧対照表の説明は省略させていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、議案第5号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第11号 斑鳩町観光会館条例を廃止する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

それでは、議案第11号 斑鳩町観光会館条例を廃止する条例について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

まちづくり
政策課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます。条例廃止文の朗読は省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案書末尾、斑鳩町観光会館条例を廃止する条例(要旨)をご覧くださいと思います。斑鳩町観光会館について、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、外部支柱の一部破損などの影響を受け、建物の安全性が確保できず、解体撤去することとし、行政財産としての使用を取りやめることに伴い、本条例を廃止するものであります。施行期日は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第11号 斑鳩町観光会館条例を廃止する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 以前にも確認はさせていただいたと思うんですけども、地元自治会の皆さんとの協議っていうんですかね、これまでこの会館使っておられた方々については、今後これがなくなるとどうなるとか、壊すにあたっての地元から要望等でてないのか、その辺のところお聞かせいただけますか。

まちづくり
政策課長 地元対応のお話でございますけれども、地元につきましては、協議を行いまして、いたし方ないというご意見をいただいております。以上です。

木澤委員 特に要望等なく、ご理解いただいたということでよろしいですか。

まちづくり
政策課長 特に要望等いただいております。以上です。

木澤委員 あとまあ、もう1点。予算委員会の中でも審議になりましたけども、撤去費用が1,500万円で予算計上されているということで、非常に高額じゃないかという点について、業者に頼んだらそういう金額が出てきたということですけども、それについては町の方としてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

まちづくり
政策課長 取り壊し事業につきましては、国の社会資本整備総合補助金の活用を予定しております。昨今、補助金を適正に執行したかどうかの確認を厳格に行われており、入札時に使用する設計規格が適正であるかどうかの確認をされることとなります。積算資料を元に計算された設計額が適正と判断されるため、また事後の会計検査に備えるためにも、平成30年度に業者に設計業務を委託したものでございまして、これに基づく設計額につきまして、予算計上させていただいております。以上です。

木澤委員 あの時も、いろんな委員さんから高すぎるんじゃないかという声があっ

たんですけども、このはじき出した金額で入札にかけるといふうになる
んでしょうか。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 予算上は、予算審査のときに申しあげましたように、設計をさせていただいた中での予算計上をさせていただいております。最終執行段階にあたりましては、再度その積算内容については精査をさせていただき予定はさせていただきますので、今、予算計上させていただいている金額がそのままということは、100%ではないというところは理解いただきたいというふうに思います。

木澤委員 業者に頼んで出てきた数字で予算計上したという点については、事情は分かりましたけども、実際に入札にかけるときにですね、町のほうとしてももう1回しっかりと見ていただきたいというふうに思いますので、お願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第11号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第12号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 それでは、議案第12号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

まちづくり
政策課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

議案書末尾、観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいと思います。法隆寺観光自動車駐車場について、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の実施により、平成31年4月1日から民間事業者が運営するため、斑鳩町観光自動車駐車場のうち、法隆寺観光自動車駐車場を廃止することについて、所要の改正を行うものであります。施行期日は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第12号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第12号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第17号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、議案第17号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、身体障害者の補装具交付費等が現計予算見込みを上回ることから、自立支援給付費負担金111万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金の第3節 社会福祉費補助金で、10月に予定される消費税率の引き上げに備えた、低所得者及び子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券発行のための事務費に対して、補助金が交付されることから204万4千円の増額と、第4節 老人福祉費補助金で、認知症高齢者グループホームにおける非常用自家発電設備の整備支援に対して補助金が交付されることから、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金737万円の増額をお願いするものであります。第3目 衛生費国庫補助金では、第4節 感染症予防費補助金で、風しんの定期予防接種実施のための現在39歳から56歳までの男性を対象とした抗体検査に要する費用に対して、補助金が交付されることから、392万5千円の増額をお願いするものであります。第5目 土木費国庫補助金では、第1節 道路橋りょう費補助金で、道路の新設改良費や維持

費に係る国庫補助金の内示額が当初予算を下回り、事業規模を縮減したことから、社会資本整備総合交付金で5,520万5千円の減額、街なみ環境整備事業補助金で1,044万1千円の減額をそれぞれお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、自立支援給付費負担金55万9千円の増額をお願いするものであります。次に、第21款 町債、第1項 町債では、第1目 総務債の第1節 文化振興センター空調設備改修事業債で、いかるがホール空調設備更新に要する費用が確定したことに伴い、1億3,310万円の減額をお願いするものであります。第4目 土木債では、第1節 道路新設改良事業債で、国庫補助金で申しあげた事業規模の縮減に伴い2,640万円の減額、第2節 道路橋りょう環境整備事業債で、同様の理由により1,570万円の減額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

11ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費の第19節 負担金補助及び交付金で、職員の退職に伴う職員退職手当負担金として3,211万9千円の増額をお願いするものであります。第6目 企画費では、第15節 工事請負費で、歳入で申しあげました、いかるがホール空調設備更新に要する費用の確定に伴い1億5,105万6千円の減額をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第3目 老人福祉費の第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました認知症高齢者グループホームにおける非常用自家発電設備の整備に対する支援として、地域介護・福祉空間整備等補助金737万円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、第20節 扶助費で、歳入で申しあげました身体障害者の補装具交付費等が現計予算見込みを上回ることから、223万7千円の増額をお願いするものであります。第12目 低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業費では、第13節 委託料で、歳

入で申しあげました低所得者及び子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券の発行のための準備経費として、運用システム導入委託料204万円4千円の増額をお願いするものであります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、歳入で申しあげました風しんの定期予防接種実施のための現在39歳から56歳までの男性を対象とした抗体検査に要する費用として、第7節 賃金で、臨時職員賃金15万9千円、第11節 需用費で、抗体検査受診票の印刷等の費用9万9千円、第12節 役務費で、案内通知等の郵送料14万7千円、第13節 委託料で、健康管理システムの変更業務、医療機関での抗体検査業務、対象者へ送付する無料クーポン券作成業務の委託料あわせて747万5千円の増額をそれぞれお願いするものであります。

次に、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費では、第3目 道路維持費で、歳入で申しあげました道路維持にかかる事業規模の縮減に伴い、第13節 委託料で、路面性状調査業務委託料122万円、第15節 工事請負費で、道路維持工事3,632万1千円の減額をそれぞれお願いするものであります。第2目 道路新設改良費では、同様に道路新設改良にかかる事業規模の縮減に伴い、第13節 委託料で、測量設計委託料598万4千円、第15節 工事請負費で、道路整備工事5,151万5千円、第17節 公有財産購入費で、道路整備用地635万1千円、第22節 補償補填及び賠償金で、物件等補償980万円の減額をそれぞれお願いするものであります。

13ページにお移りいただきまして、第9款 教育費、第2項 小学校費では、第2目 教育振興費の第20節 扶助費で、要保護児童に対する就学援助費の新入学児童学用品費等の補助単価が引き上げられることから、準要保護児童についても準じて引き上げることとし、就学援助費60万円の増額をお願いするものであります。次に、第3項 中学校費では、第2目 教育振興費の第20節 扶助費で、小学校費と同様の理由により、準要保護生徒に対する就学援助費42万円の増額をお願いするものであります。

次に、第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として1,62

5万3千円を充当させていただき補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてであります。本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、それぞれ予算措置をお願いするものであります。はじめに、歳出において増額補正を申しあげました、第3款 民生費、第1項 社会福祉費で、地域介護・福祉空間整備等補助事業として737万円、低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業として204万4千円、第4款 衛生費、第2項 感染症予防費で、成人風しん予防接種実施事業として788万円をそれぞれお願いしております。この他に、第6款 商工費、第1項 商工費では、斑鳩ブランド創造協議会運営事業において、斑鳩ブランドマークの商標登録に、特許庁における一定の審査期間を要し、年度内の登録が困難となったことから、その登録にかかる費用として22万6千円をお願いしております。最後に、第7款 土木費、第4項 都市計画費では、まちづくり連携協定基本構想策定事業において、県とのまちづくり連携協定の基本構想に、次期都市計画マスタープラン策定に向けたアンケート調査結果を反映させることとし、業務発注の時期を次年度に変更したことから、その策定にかかる費用として198万8千円をお願いしております。

5ページにお移りいただきまして、第3表 地方債補正についてであります。歳入で申しあげましたとおり、文化振興センター空調設備改修事業に係る地方債の限度額を1億6,200万円から2,890万円に、道路新設改良事業に係る地方債の限度額を8,320万円から5,680万円に、道路橋りょう環境整備事業に係る地方債の限度額を2,810万円から1,240万円に、それぞれ変更する予算補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長

以上で、議案第17号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第10

号) につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきで開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会において、それぞれの所管に関する内容につきましては説明がなされておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

11ページの退職手当負担金なんですけども、これ何人を予定されているのでしょうか。

委員長

仲村総務課長。

総務課長

今回の退職手当負担金、特別負担金の対象となっておりますものは7名になっております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本案については、討論の申し出がありますので、よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員

それでは、議案第17号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の補正予算のうち、問題があると考えているのは、プレミアム付商

品券の発行にかかる経費です。このプレミアム付商品券は、今年10月の消費税増税に合わせて発行されるものであり、その目的は増税に伴って消費に与える影響を緩和するための景気対策であるとのことです。消費税増税によって消費が落ち込むことを心配し、そのために税金を使って景気対策をする。こんなばかげた話はありません。それだったら最初から増税をしなければすむ話です。

このように消費税増税ありきで行なわれるという点でこのプレミアム付商品券の発行には問題があると考え、それにかかる経費は執行すべきではないと考えます。今回は100%国費で補填されていますが、それも国民の税金です。より有効な形で使っていただきたいと思います。

また、もう1点、プレミアム付商品券自体の問題ですが、これまでも地域振興策として何度か発行されてきましたが、そのほとんどが大型店舗で使用されており、地元の商店等では使われてこなかったというのが、この間の斑鳩町での経過です。たぶん、全国的にも同じ状況だと思いますが、地域経済の活性化対策としては費用対効果の薄いものであり、この点についても問題点として指摘をしておきたいと思います。

今回の補正予算については、それ以外の部分については特に反対ではございませんが、このプレミアム付商品券の発行にかかる補正については問題があるということを申しあげ、私の反対意見とさせていただきます。

委員長

次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。

井上委員。

井上委員

議案第17号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、賛成する立場から意見を申しあげさせていただきます。

本補正予算は、身体障害者の補装具交付費の増額や、認知症高齢者グループホームにおける非常用自家発電設備の整備支援費用の追加、成人男性を対象とした風しんの定期予防接種実施のための抗体検査に要する費用の追加、さらには、準要保護児童及び生徒の就学援助費の増額など、福祉給付をはじめとした町民の皆さまの生活に密着した予算が盛り込まれております。また、反対意見の中で述べられました、低所得者及び子育て世帯を

対象としたプレミアム付商品券発行のための予算補正につきましては、消費税率の引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響をやわらげるとともに、地域における消費を呼び起こし、下支えをすることを目的とした全国的な事業であります。

さらに、国は、昨年10月の臨時閣議で消費税率引上げを表明し、その経済的影響を平準化をする予算案を編成しており、引上げが現実的になってきていることから、本事業は、当町の対象住民の皆様にとって、必要で、欠かせない取組みであるものと考えられます。

以上のことから、私は、本議案につきまして賛成するものであります。委員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

委員長

これをもって、討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よって、これより採決を行います。本案を可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

委員長

挙手多数であります。

よって、議案第17号については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第25号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

それでは、議案第25号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

まちづくり
政策課長

次のページをご覧ください。

本議案につきましては、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきまして、引き続き、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間、指定管理者に指定し、当該施設の管理を行わせようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

斑鳩町文化振興センターの指定管理者の選定に当たりましては、現在の指定管理者である公益財団法人斑鳩町文化振興財団を選定いたしました。選定した理由につきましては、平成18年度から13年間の指定管理者の実績などを総合的に評価した結果、施設詳細及び業務内容を熟知しており、本センターの重要性や設置目的についてよく理解していること、文化振興を図る自主文化事業を展開しつつ、施設管理とあわせた一体的な運営が期待できることから、候補者として選定いたしました。

なお、指定の期間は、安定した施設運営の観点から、前回と同じ3年間とさせていただきます。

最後に、公益財団法人斑鳩町文化振興財団による指定管理料等の実績と今後3年間の計画につきましてご説明をいたします。恐れ入りますが、資料1の斑鳩町文化振興センター指定管理料等の推移をご覧くださいませでしょうか。本資料は、斑鳩町文化振興センターに係る指定管理料等の推移として、収入と支出、そして収支について平成27年度から平成29年度までの決算額と、平成30年度から平成33年度までの予算額を取りまとめた資料となっております。

今回お願いしている指定管理者として指定する平成31年度から平成33年度までの期間を見てもみますと、指定管理料は備考のところでございますが、3年間で総額2億8,693万4,000円となっております。また、その間のホールの各施設等の使用料である利用料金収入は、3年間で総額7,410万円を見積もっているところでございます。

一方、支出におきましては、財団職員に係る総人件費のうち、約76%を配賦している人件費は定期昇給による増を見込んでおります。また、光熱水費は、使用量について各年度1%の増を見込んでおります。また、平成31年10月に消費税率の引き上げが予定されておりますことから、光熱水費をはじめ、委託料、事務費、修繕費等の費目において、その上昇分

を加味させていただいているところがございます。

以上、議案第25号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞご理解を賜りまして原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 管理につきましては、監査委員さんもおっしゃってましたように、適正に管理はされているというふうに思うんです。ただ1点ですね、以前この委員会でお聞きさせてもらったと思うんですけども、いかるがホールは部屋を使用させてもらう時にですね、公民館などと違って時間前に準備をするような形で入らせてもらえないというのが住民の皆さんから苦情という形であがってきてまして、その前に例えば、午前、午後、夜間というふうに分かれてますけど、午後から使おうと思って、午前に使ってはる団体があるんやったら別ですけども、なかったら準備に時間前に入らせてもらったかって特に不都合はないと思うんですけども、それは厳密にしてはるんか、準備にすら入れないという点については改善してほしいなということをお願いしてきましたけども、その件についてはどうなったんでしょうか。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 ただ今、木澤委員おっしゃった6月の本会議の中で、お聞きをさせていただいた内容でございます。その関係につきましては、私の方も財団の方にはお話をさせていただいたところがございます。その中で財団の方といたしましては、やはりそういった会館の使用の時間等につきましては、条例であったり、規定であったりで定められておりますので、その定められた範囲の中で適正に対応はしてまいりたい、丁寧に対応はしてまいりたいということでお聞きはさせていただいているところです。

木澤委員 結局、私の要望していることについては、対応されないということ、今

のそういう返事。

総務部長 町の条例でも規定ございます、使用時間等につきましては。その条例を、
どういうんですかね、決められたこと以外の運用というのは財団としても
できないと思いますので、そういったところが、やっぱり決められた部分
は守った形での運用ということでございますので、おっしゃっている例え
ば、午後借りられて時間を借りられて、そこで午前中の時間が空いている
と、そしたらそれを使っただけのかっていうのは、基本的にはやはり
使用料が発生してきますので、そういったところはやはり条例等で決ま
っておりますので、その運用の範囲の中で運用をするということを見せて
いただいております。

木澤委員 それ、条例というのは、ホールと他の公民館とでは分かれているんでは
しょうか。

総務部長 その時間等の規定につきましては、いかるがホールでしたらいかるがホ
ールの単独の条例・規定がございますし、公民館につきましてもそういつ
た規定は個々に施設ごとに定めさせていただいているところでございます。

木澤委員 そうすると運用、私が言っているような対応をしていただこうと思うと、
条例自体を変えないといけないという、そういう理解になるんですか。

総務部長 おっしゃるとおりでございます、まず条例等の規定をまず変える必要
があるというふうに思います。

木澤委員 そしたらそういう方向でちょっと考えていきたいというふうに思います。
こちらのいかるがホールについてはですね、指定管理にするか、直営では
できないということで、この間指定管理で進めてきまして、文化振興財団
について、管理については的確にやっていただいているので、指定管理の
指定をすることについて、別に反対ではございませんけども、そういう形
で条例になっているんでしたら、住民の皆さんの利用しやすいような形で

今後検討していきたいというふうに申しあげておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第25号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第26号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 それでは、議案第26号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

まちづくり
政策課長 次のページをご覧ください。

本議案は、斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定につきまして、引き続き一般社団法人斑鳩町観光協会を、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間、指定管理者に指定し、当該施設の管理を行わせようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の選定にあ

たりましては、現在の指定管理者である一般社団法人を選定いたしました。選定理由につきましては、平成18年度から13年間の指定管理者の実績などを総合的に評価した結果、両施設の詳細及び業務内容を熟知しており、施設の重要性や設置目的についてよく理解し、観光案内や交通案内サービスなど、親切かつ効率的に管理運営をされているところでございます。さらに、観光ボランティア団体の支援など、観光振興を図る自主事業を展開しており、それらの事業と施設管理を合わせた一体的で効果的な運営が期待できることから、候補者として選定いたしました。

なお、指定の期間は、安定した施設運営の観点から、前回と同じ3年間でさせていただきます。

最後に、一般社団法人斑鳩町観光協会による指定管理料等の実績と今後3年間の計画につきまして、ご説明をさせていただきます。まず、資料をご覧ください。前に、平成27年度までは両施設を別々に指定管理者の指定をしておりましたが、平成28年度以降は、両施設を一括管理しております。それでは、資料2をご覧くださいでしょうか。本資料は、斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場に係る指定管理料等の推移として、収入と支出、そして収支について、平成29年度までの決算額と、平成30年度から平成33年度までの予算額を取りまとめた資料であります。まず、収入についてでございますが、今回お願いしている指定管理者として指定する平成31年度から平成33年度までの期間を見ますと、指定管理料収入は、備考欄を見させていただきますと、3年間で6,470万円となっております。また利用料収入としては、3年間の法隆寺iセンター多目的ホールの利用料金収入である30万円となっております。

続きまして、支出でございます。人件費といたしまして、平成31年度で1,356万5,000円、平成32年度で1,419万5,000円、平成33年度で1,482万6,000円としており、3年間の総額として4,258万6,000円となっております。

以上、議案第26号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

何とぞご理解を賜りまして原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理、これ先ほど法隆寺の駐車場はもう廃止ということでお聞きしてますねんけれども、今の斑鳩の観光駐車場といったら、三井の駐車場だけのことになるんですか。

まちづくり政策課長 おっしゃるとおりでございます、平成31年度からは三井観光自動車駐車場のみとなります。以上です。

嶋田委員 そしたら三井の観光駐車場、今までからも管理しておられたわけなんですな。

まちづくり政策課長 これまでも指定管理の中で法隆寺観光自動車駐車場と三井の観光自動車駐車場あわせて指定管理していただいております。以上です。

嶋田委員 先ほどの文化財団も同じなんですけどね、私の感覚からいうと、指定管理というのは相手側からお金をもらって相手側はそれ以上の収入を得て成り立つものやとそういう感覚でおったんですけれども、これ18年当初からですか、町が指定管理者にお金を払うというふうな形を取っておられますねんけどもね、指定者からお金をいただくという発想はないんですか。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 よその団体でもよく民間の事業者の参入とか入れて、そこで利益を上げてるとかいう事業所もございます、それにつきましては、基本的には一定の指定管理料というのはやっぱり市町村の方からその団体の方には支払われているようでございます。その中で指定を受けた事業者が、要はそれ以上の以外で経営努力をされて、自社の利益を上げられているというのはございますので、ちょっと今の斑鳩町の場合に置きかえますと、ホールの関係とかiセンターの関係ですと、現状ではなかなか指定管理で受けた事業

者がそれを資金にして利益をあげていくってところには、まだちょっと至ってございませんので、そのあたりはなかなか厳しい面があるかなというところでご理解いただきたいと思います。

嶋田委員 平成18年からですけれども、文化財団、また観光駐車場、観光協会ですかね、以外で申し込みがあったというのはないんですか。

総務部長 はい、そういった事業者からの申し出はございません。

委員長 平川委員。

平川委員 これ見せていただくと、31年度からの利用料金の収入が10万円であげられてまして、人件費が1,300万超えるっていう形なんですけど、この10万円の収入あげるのに、人件費が1,300万ってちょっとどうかと思うんですけども、この人件費ってどういうことをされる人たちですか。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 こちらのほうの人件費につきましては、以前までの、平成30年度までのですね、指定管理につきましては、会長、事務局長を除く観光協会の正職員、臨時職員の人件費を指定管理料に計上しておりましたが、実質的には法隆寺iセンター及び駐車場に関する指定管理に関する業務だけでなく、観光イベントや観光PRの実施などの業務にも指定されているということから、平成31年度からは指定管理費で50%、補助金で50%と人件費に按分をしたものでございます。以上です。

平川委員 人件費として管理料按分していたけれども、31年度以降は按分の状況にはなっていないということ、それはどう理解したらいいんですか。

まちづくり もう1度、再度申しあげますと、平成31年度から法隆寺観光自動車駐

政策課長 車場の利用料金収入がなくなるため、観光協会の事業予算にだいたい1,600万円の財源が不足しますことから、これを指定管理費と補助金として補てんするとともに、同時に指定管理費の積算方法を見直しました。そのことで観光協会の人件費にかかる経費として管理費と補助金で按分し調整を行ったものでございます。ですので、按分は今までは行っていなかったんですけれども、平成30年度以降の指定管理費について按分を行ったというものでございます。そのため、平成27年度から29年度と、平成30年度から32年度までの支出の部の人件費が変わってきているというものでございます。すみません、間違っておりました、平成28年度から平成30年度までの人件費とそして31年度から以降の分が異なってきているというものでございます。以上です。

平川委員 ちょっと勘違いしていたようです。要は三井の駐車場を管理するための人件費というのではなくて、この観光案内所も含めての人件費という理解でいいですね。あと、この三井の観光自動車駐車場については、管理する人がそこに配置されているという実態はあるんですか。

まちづくり
政策課長 三井の観光自動車駐車場は基本的には無人の状態でございますが、年に何度か剪定作業でありますとか、清掃作業でありますとか、あと三井観光自動車駐車場の中に小さなお手洗いがございますので、その清掃作業でありますとか、そういったことを観光協会さんの方でしていただいております、以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第26号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの春季の展示会について、日程等の開催内容が決まりましたのでご報告させていただきます。開催期間は5月25日(土)から6月30日(日)までとし、現在調査を進めております五百井地区の大方家文書を中心に、斑鳩大塚古墳や伊弉册命神社などの文化財とも関連付けた五百井地域の歴史を紹介する展示会の開催を計画しております。後日、町広報紙や町ホームページ、またポスター・チラシ等によりまして周知に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、斑鳩町文化財活用センターのセンター長の就任についてであります。平成27年4月以降、ながらく不在となっておりました斑鳩町文化財活用センターのセンター長職に、奈良大学名誉教授の東野治之氏にご就任いただきたいと考えております。

東野治之先生は、日本古代史や法隆寺研究の第一人者で、一昨年前には文化功労者表彰を受けられるなど、我が国を代表する歴史学者の一人であります。また、当町におきましては、昨年無事に整備事業が完了しました史跡中宮寺跡の整備検討委員会委員や、現在町で進めております町史の編さん委員会委員にたずさわっていただいております。

そこで、東野先生に当町文化財活用センター長へのご就任いただきました後は、より一層の当町の文化財行政の推進を図るとともに、特に2021年に迎える「聖徳太子1400年御遠忌」に向けて、ご指導を賜ってまいりたいと思っております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関すること

についてのご報告であります。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 新たにセンター長に就任いただいたということですが、報酬についてはこれまでと同じ金額で受けていただけたということではないんですかね。

生涯学習 そのとおりでございます。

課参事 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 行政組織の分掌事務の見直し(案)について、理事者の報告を求めます。 加藤総務部長。

総務部長 それでは、各課報告事項の1番目でございます、行政組織の分掌事務の見直し(案)についてご説明をさせていただきます。

資料3の方をご覧いただきたいと思います。

はじめに、見直しを行う目的についてでございますが、本町のまちあるき観光の更なる推進とコミュニティバスを含む公共交通施策を地域公共交通の業務として位置づけるためなど、行政組織の分掌事務の見直しを行いたいというふうに考えております。

はじめに、1. 実施日についてでございます。平成31年4月1日からを予定しております。次に、2. 見直しの内容についてでございますが、

(1) といたしまして、現行の「総務課秘書係」が担当しておりますコミュニティバスの運行業務を地域公共交通の業務として位置付け、「まちづくり政策課まちづくり協働推進係」へ移管をいたします。

次に、(2) といたしまして、現行の「まちづくり政策課広報統計係」が担当しております広報、公聴の業務を「総務課秘書係」へ移管し、「総務課秘書係」の係名を「総務課秘書広報係」に変更をいたします。

次に、(3) といたしまして、現行の「まちづくり政策課広報統計係」を廃止し、新たに観光、商工等を担当いたします「まちづくり政策課観光商工係」を設置いたします。

以上、この見直し(案)についてのご説明とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

議会運営委員会の方でも、副町長のほうから一定ご説明はいただいたんです。今回については部はまたがないということで、部内での調整ということになりますけども、もともとですね、観光とか商工とかいう関係でいいますと、建設関係の都市建設部の方で担当されていて、議会の方でいいますと、建設水道常任委員会の所管になっていたものなんです。そういう点でいいますと、今回はこういう形ですってということですけども、今後ですね、部をまたがるとか、また議会の担当の方もですね、所管をもとに戻して、我々も審査をしていくのに、担当の委員会が専門の委員会の方がやりやすい等々いろいろあると思うんですけども、今後の方向性ですね、今回はこういう形ですけども、今後新たにどういう組織の、機構改革ですね、については進めていこうと考えておられるのかどうか、その点についてお聞きしておきたいと思います。

委員長

乾副町長。

副町長

今、木澤委員おっしゃいましたように、来年度につきましてはこういう

形で、分掌事務の見直しをさせていただいたということで、喫緊の課題を進めていくということでさせていただきましたけども、将来的には当然新課題も出てまいりますし、またこれから進めていかななくてはならないところも出てくると思いますので、その辺のところについては常に組織というものを考えながら、もちろん人員的な職員の数の関係もございすけども、より効率的にどういった形で進めていけるのかということも考えながら、組織を見直していきたいというふうに考えております。

木澤委員　　まあ、どういう人員が配置できるのかとか、どういう体制取れるのかっていうのは行政の方でしかなかかわからないことですが、やはり観光というのは、斑鳩の目玉にもなってきますんで、どういう形で体制をつくっていくのかっていうのと、どういうふうな形で議会の方とも議論・審査をしていくべきなのかっていうこともまた相談しもって進めていただければなというふうに思いますんで、これについてはお願いしておきます。

委員長　　他にございませんか。　　伴議長。

議　長　　今、木澤委員おっしゃった、話あったように、ちょっとボリューム的に、委員会の議事の中のボリュームという面でもいまちょっとバランス欠いているように私も思っておりますんで、来年度はこういう形でいかれても、できるだけ早い時点でその辺のバランスというものも考えていただきたいと、このように思っておりますんで、よろしくお願いします。

答弁は結構です。

委員長　　他にございませんか。

(　　な　　し　　)

委員長　　次に、(2)斑鳩町の財務書類(平成29年度決算)について、理事者の報告を求めます。　　福居財政課長。

財政課長

それでは、斑鳩町の財務書類（平成29年度決算）につきまして、ご報告させていただきます。

資料4の1ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらでは、斑鳩町における財務書類の作成に関する経緯をまとめております。

下から2行目のところから、次の2ページにかけてのところでございますが、平成22年から国において、財務書類の基準についての様々な検証が行われまして、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、統一的な基準による財務書類を、原則として平成29年度末までに全ての地方公共団体で作成するよう要請されました。本町では、この国からの要請を踏まえまして、昨年の平成29年度には、平成28年度決算分で、一般会計に加えて特別会計や公営企業会計などの関連する会計を含めた連結ベースでの財務書類を作成し、今年度においても引き続き平成29年度決算分で作成したところでございます。

次に、3ページをご覧くださいませでしょうか。

Ⅱ（章）基本的事項についての1. 地方公会計制度導入の目的でございます。この財務書類4表作成に伴う効果につきましては、発生主義及び複式簿記の要素を取り入れることにより、資産・負債などのストック情報や引当金のような見えにくいコストを把握できること、また、資産・債務の適正な管理とその有効活用といった自治体の内部管理の強化が図れることなどが挙げられます。

次に、4ページをお開きいただけますでしょうか。2. 基本的な作成方針についてでございます。ここでは、財務書類4表の連結の目的など基本的な事項について説明しております。連結の対象範囲となる会計の種類につきましては、次の5ページの図のとおりとなっております。図の右半分のところをみていただきたいのですが、3種類ございまして、左が一般会計のみの財務書類であり、真ん中が全体の財務書類と言いまして、一般会計に、国民健康保険事業特別会計などの特別会計や水道事業などの公営企業会計を含めたものであります。右端が連結の財務書類と言いまして、全体の財務書類に、一部事務組合や第3セクターなど、町が関係する団体をすべて含めたものとなっております。なお、一番下に表記しておりますよ

うに、下水道事業につきましては、平成30年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、特別会計から企業会計に移行しておりますことから、次の30年度決算からの連結を予定しているところでございます。

次に、6ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは、財務書類4表の基本的な内容説明となっております。まず、3の貸借対照表についてであります。貸借対照表とは、一定時点、今回は、平成29年度末である平成30年3月31日において、町が保有するすべての資産とその資産をどのような財源でまかなってきたかを表した表となっております。

次に、4の行政コスト計算書についてであります。行政コスト計算書とは、会計年度の1年間、今回は平成29年度となりますが、その期間内の資産形成につながらない、消費的なサービスに伴うコストがどの程度あったのかを表しております

次に、7ページに移っていただきまして、5の純資産変動計算書についてであります。純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部が1年間でどのように変動したかを表しております。次に、6の資金収支計算書についてであります。資金収支計算書とは、1年間の歳計現金の収入・支出の動きをその性質に応じて、3つの区分で表しており、資金の増減を把握することができる表となっております。

次に、8ページをお開きいただけますでしょうか。こちらでは、7として財務書類4表の関係を説明しております。ページの下にそれぞれの表の相関関係を図示しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、斑鳩町の一般会計の財務書類4表の内容につきまして、端的にそのポイントを説明させていただきます。13ページをご覧くださいませでしょうか。一般会計の貸借対照表でございます。

この表の左側の借方ですが、「資産の部」となっておりまして、これまで形成してきた土地、建物、道路等の有形固定資産と、投資及び出資金や基金などで構成されております投資その他資産、現金預金などの合計で、一番下の行ですが約288億6,300万円となっております。

右側の貸方では、上が「負債の部」となっておりまして、地方債や退職手当引当金などにより、約109億1,700万円となっております。

その下の「純資産の部」は、先程申しあげました、「資産の部」から「負

債の部」を差し引いた金額となります。下から2行目になりますが、金額は、約179億4,600万円となっております。

続きまして、21ページをご覧くださいませでしょうか。一般会計の行政コスト計算書でございます。行政コスト計算書は、(1)経常費用、(2)経常収益、(3)臨時損失、(4)臨時利益の4つの区分で構成されております。まず、(1)経常費用ですが、一番上の行で、約80億3,600万円を計上しております。その内訳は、①業務費用として、人件費や物件費などを合わせまして、約43億4,100万円、②移転費用として、他団体への補助金、社会保障給付、他会計への繰出金などを合わせまして、約36億9,500万円となっております。次に、(2)経常収益についてでございますが、これは、行政サービスを受けるために、住民の皆さまにご負担いただく使用料及び手数料などを集計したものであります。約3億9,700万円となっており、この経常収益が(1)経常費用のうち、どの程度占めるかを表す受益者負担率は4.9%となっております。そして、(1)経常費用と(2)経常収益の差し引きが、中段にあります、A 純経常行政コストであり、約76億3,800万円となっております。この純経常行政コストに(3)臨時損失、(4)臨時利益の増減を反映したものが、一番下の行のB 純行政コストであり、約76億1,700万円となっております。

続きまして、25ページをご覧くださいませでしょうか。一般会計の純資産変動計算書でございます。こちらは、貸借対照表の中の貸し方にある純資産の1年間の増減を表した表になります。左上のA前年度末純資産残高から、それぞれの増減を反映した金額が左下のB本年度末純資産残高となり、この金額が貸借対照表の純資産と一致することになります。純資産の主な変動要因としましては、先ほど説明いたしました行政コスト計算書にありました(1)純行政コストによる減、及び(2)財源として、その内訳は、町税、地方交付税等の①税収等と②国県等補助金になりますが、これらの受入による増、また(5)無償所管換等として、土地等の寄附による新たな資産の取得などによる増がございます。これらを合わせました結果が、下から2行目の(イ)本年度純資産変動額ですが、純資産はこの1年間で約2億6,400万円増加いたしまして、一番下の行のB 本年

度末純資産残高が約179億4,600万円となったところであります。この増加の要因としましては、純行政コストの縮減や、単年度の決算収支が前年度と比較して好転したことなどによるものであります。

続きまして28ページをご覧くださいませでしょうか。一般会計の資金収支計算書でございます。こちらは、歳計現金における1年間の収支を表すものですが、3つの収支に区分し、それぞれの収支をみるものとなっております。まず、一番上の業務活動収支では、町の経常的な行政活動に伴う資金収支を表しており、その収支は、中段のA業務活動収支のところですが、約6億2,400万円の黒字となっております。真ん中の「投資活動収支」では、公共施設の整備や、基金・貸付金などの投資に伴う資金収支を表しておりまして、その収支は、B投資活動収支のところですが、約3億2,400万円の赤字となっております。一番下の財務活動収支では、地方債の償還等に伴う資金収支を表しておりまして、その収支は、C財務活動収支のところですが、約3億2,900万円の赤字となっております。これらにより、平成29年度の1年間で約2,900万円の資金が減少し、年度末の歳計現金の残高に当たりますF本年度末資金残高は約2億4,600万円となっております。そして、これに、歳計外現金残高を加えたJ本年度末現金預金残高は、一番下の行でございますが、約3億3,400万円となっており、貸借対照表の現金預金と一致することになります。

一般会計の財務書類4表に関する説明は以上でございます。その他の連結会計等につきましては、また後ほどご覧いただければと思います。

統一的な基準による財務書類作成は、新しい方式ということもありまして当町においても、特に固定資産については、概算数値のものが多く、今後、精緻化が必要な状況ではありますが、年数を重ね、段階的に精度の高い財務書類を作成してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。私からの説明は、以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

次に、（３）意思決定過程を含む公文書の作成指針（案）の概要について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、各課報告事項の３番目、意思決定過程を含む公文書の作成指針（案）の概要につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号５の意思決定過程を含む公文書の作成指針（案）の概要という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

町立幼稚園保育料における負担軽減策の一部適用漏れ事案の発生を受け、再発防止策のひとつとして、町の意思決定過程を含む公文書の作成のあり方につきまして検討を行っていく旨、ご報告をさせていただいておりましたが、このたび、本資料にございますように、意思決定過程を含む公文書の作成指針（案）として、とりまとめを行いましたので、その内容につきまして、ご説明申しあげるものでございます。

はじめに１．意思決定過程を含む公文書の作成基準についてであります。が、（１）重要な会議につきましては、平成２６年３月に制定しております斑鳩町会議録作成要領に基づき会議録を作成することとしております。

次に、（２）町長、副町長及び教育長等への説明資料についてであります。が、意思決定過程を含む公文書として、作成・保存を必要とする内容は、①対象となる文書のアにございますように、重要案件に関する町長、副町長及び教育長等への説明資料及びイにございますように、その説明時における指示内容等の記録としております。なお、重要案件の具体例といたしましては、施策立案や方針決定に関する説明資料や国・県からの重要事項の通知文書としております。

次に、②文書の作成方法についてであります。が、アといたしまして、説明資料の余白を利用して、説明を行った実施日、出席者、主たる説明者等を記録すること。イといたしまして、原案どおり了承された場合など、特記すべき指示等がないときは、同じく余白にその旨を記録すること。ウといたしまして、内容の変更の指示や注意事項等があった場合は、必要に応じて別に説明時の指示内容等をまとめ記録すること。エといたしまして、作成した文書は、説明者による押印を行い、適宜、供覧すること。としております。なお、２．施行期日につきましては、平成３１年４月１日を予

定しているところであります。

町といたしましては、この指針を作成することによりまして、意思決定過程を明確にするとともに、町民の皆さま方への一層の説明責任を果たせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項の3番目、意思決定過程を含む公文書の作成指針(案)の概要についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 こういうふうの方針をきちっと示していただくことは過去の教訓からですね、必要なことですし大切なことやというふうに思うんですけども、これを誰が作るっていうふうには書いてないんですけども、それはどういう形になるのでしょうか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 特に、この対象となる文書のうちの町長、副町長及び教育長等への説明資料につきましては主に主たる説明者のほうが作成をするということで想定をしております。

木澤委員 そうすると、その時どなたが行かはんのか、課長が行かはんのか、他誰かが行かはんのか、それは違うけども、持って行った人が作成するということですね。

総務課長 その通りでございます。

木澤委員 あと、この会議録の作成要領っていうのは元々26年度に要領があつて基準があるっていうことなんですけども、これはこの通りこれまでも作成はされてきたってことで理解しておいていいですか。

総務課長 こちらにつきましては、要領として取りまとめておりますので、この要領に基づきまして、地方自治法に基づく附属機関の会議の結果などについて議事録を作成しているというところでございます。

木澤委員 よく分からないんですけども、これまでで言うと通常で言うと決裁をもらうという形で提案して、それぞれ課長なりにハンコを押してもらうという段階を踏んでいろいろ進めてきてはると思うんですけども、それとの関連で言うとどう理解したらいいんでしょうか。

総務課長 もちろん最終段階といたしましては決裁ということで方針決定としてそれは公文書として今までも残しておりますが、その前段階としてこういうようなことを考えているということを相談をさせていただくこともあります。その相談内容について、上司のほう、また町長、副町長、教育長等に説明をした際に、このような考え方でいきたいといった経過ですね、こういったものを指針に基づいて意思決定過程として残していこうという趣旨でございます。

木澤委員 保育料の件で言いますと、書類関係は、もう一切残っていなかったということなんで、それをこうしてきちっと書類に、記録として残していくという点についてはとても大事ですし必要やと思いますんで、また進めていただきたいと思いますし、ちょっと今日、口頭で説明受けてもなかなか分かりづらい部分もありますんで、また具体的な流れについては、担当課に直接行くなりして、教えていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 平川委員。

平川委員 これを、この今回の基準を作るにあたっての参考にされたところがあるかどうかというところと、あと、近隣とか奈良県とか、そういうところで他にこういうものを作成してるところがあるかどうか、もし把握されてたらお願いできますか。

総務課長　　今回、本指針を作るにあたりましては、大阪市のほうで作成をされております説明責任を果たすための公文書作成指針っていうものを参考とさせていただきます。県内において同様の事例については把握していない状況でございます。

平川委員　　大阪市の指針とほぼ同じような形ですか。何かこう、大阪市では入ってるけど本町では入ってないものとか、大阪市では入ってないけれど加えたものとか、そういうのありますか。

総務課長　　斑鳩町のほうにおきましては先ほどの会議録作成要領ということで、重要な会議につきましてはすでに整理をされておりますので、特に参考といたしましたのは、この町長、副町長、教育長等への説明の資料としてどういって残していくかということでありまして、これについては概ね踏襲しているものと考えております。

平川委員　　説明資料の余白の部分に書いて判を押してっていうふうには作成方法として示されているんですけども、今までも説明資料に何か指示があったら書き込みとかをされてたのかなというふうに思うんですけども、それを作成するのはいいんですけど、きちんと保管をしておかないとあとからそれを振り返るところが必要になった時に振り返れないので、作成するのはいいんですけど、その保管方法とかについてはどのようにされるんですか。

総務課長　　それぞれ余白に説明を書くとかいうことにつきましては、やってる職員もおりますし、ただそれが統一的なルール化が出来ていなかったということでもありますので、まずこの指針に基づいて統一的なルール化をはかるということでございます。保存につきましては斑鳩町の文書取扱規定に基づきまして保存年限が定められておりますので、その文書内容に応じましてこの取扱規定に基づいて保存をはかっていくという考え方をしております。

平川委員　　ということは、このメモも含めて公文書というふうに理解したらいいん

でしょうか、ということと、あともう1点、重要な会議っていうのは具体的にどういう会議を指してるのかお聞かせください。

総務課長 公文書につきましては職員が職務上作成をして、決裁、供覧等の手続きが終了したものを公文書として、公文書の開示条例におきまして定義づけておりますので、そういった手続きがされたものにつきましては、公文書としての取扱いになるということでございます。また、重要な会議につきましては、斑鳩町会議録作成要領のほうで会議の定義がしておりまして、先ほども申しあげましたが、地方自治法に基づく付属機関の会議であったり、町の内部会議であれば、町の施策、業務等の方針についての協議または意思決定を行うような会議などということ定義づけをしているところでございます。

平川委員 ということは重要な会議っていうのは、この会議録作成要領に示されて会議がイコールという理解でいいですか。あと、こういう形で先ほども木澤委員もおっしゃってましたけれども、きちっと説明した内容を書くっていうのはどの時点でどういうことで最終的に決まっていたのかっていうのがあとから振り返ることができるということになりますので、こういう形できちんと指針を示していただけたのはいいと思いますので、きっちり運用していただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(4)奈良県広域消防組合経費負担のあり方に関する検討会議の進捗状況について、理事者の報告を求めます。
仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の4番目、奈良県広域消防組合経費負担のあり方に関する検討会議の進捗状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

す。恐れ入りますが、資料番号6の平成30年度西和区分報告会資料というタイトルの資料をご覧くださいませでしょうか。

本資料につきましては、西和7町の町長及び議長の出席のもと、去る2月20日に開催された会議におきまして、奈良県広域消防組合からの説明のなかで使用されたもので、本日は本会議で説明がありました内容に基づき、ご報告をさせていただくものでございます。

それでは、こちらの資料を1枚お開きいただき、1ページをご覧くださいませでしょうか。ページの右下に、ページ数が印字されておりますのでよろしくお願いをいたします。

はじめに、これまでの消防の広域化に向けたスケジュールと広域化後の経過についてであります。奈良県広域消防組合におきましては、奈良市、生駒市を除く奈良県内の37市町村が、消防の事務を処理する一部事務組合を設立する形で平成26年4月1日に発足し、まずは消防本部事務として総務部門の統合がなされたところでございます。その後、平成28年4月には、通信部門が統合されるとともに、これと同時に当初の運営計画よりも前倒しして、旧消防署の区分を超えて、消火・救急業務を行う現場部門の統合がなされ、このページの右側にご覧いただけますように、消火・救助体制等の充実・強化が図られているところでございます。

こうしたなか、奈良県広域消防組合の経費に関しましては、構成市町村において、負担金を拠出し、運営を行っているところであり、その負担割合につきましては、同組合の規約で定められているところでございます。現行の負担割合につきましては、平成26年4月1日の広域化後から平成33年3月31日までの間、人件費や消防署等の運営経費、公債費等の経費に関しましては、旧消防署区分の所属負担として按分する、いわゆる自賄い方式で、負担金の算出がなされているところであります。

また、平成33年4月1日以降におきましては、組合経費のうち、退職手当に係る経費を除く人件費に関しましては、旧消防署区分に属する職員の配置人数に応じて算出する、いわゆる配置職員数割で行う旨が定められております。

しかしながら、それ以外の経費となる消防車両に係る経費や消防署庁舎の建設・改修に要する経費、また、起債に伴う公債費といった経費につき

ましては、構成市町村の協議により負担割合を別に定める旨が、規約で定められているのみで、その負担割合につきまして、現時点で明確となっていない内容もございます。

こうしたことから、平成33年4月1日以降の経費負担のあり方について検討を進めるため、昨年5月に消防本部内に市町村分担金の負担方法検討ワーキンググループが設立され、検討が開始されるとともに、昨年12月には、新たに市町村職員を加えた第2期ワーキンググループの立ち上げがなされ、議論が進められているところであります。なお、第2期ワーキンググループの市町村職員として西和区分からは、王寺町の危機管理課長が参加されているところでございます。

それでは、資料の8ページをご覧くださいませでしょうか。資料の8ページでございます。ページの1番上に分担金にかかる負担方法の検討（途中経過）という標題が書かれたページとなります。

さきほどご説明いたしましたワーキンググループ等におきましては、こちらの資料にありますように、現時点では、A班、B班、C班の3つの案をもとに検討が進められている状況であります。

それぞれの班の案の特徴についてであります。はじめに、A班の案につきましても、広域化によるスケールメリットを最大限発揮させて、真の効率化を実現するため、規約の改正を視野に入れた新たな負担方法として検討を進める内容となっております。A班の案では、人件費について、現規約で定められている配置職員数割を改め、すべての経費を定率按分へ移行させる案で、経費の共通経費化を大幅に進め、旧消防署ごとの区分を廃止することで、全体が一つの組織として、集中や集約を進めることが可能となるため、真の統合になるという考え方ではありますが、人件費の配置職員数割を改めることに伴い、規約の改正が必要となり、規約の改正には全ての構成市町村の議会の議決が必要となります。

次に、B班の案についてであります。現在の規約を尊重しながら、現状の枠組みの中で最大限の見直しを検討した案となっております。B班の案では、こちら上から2段目の、注目点という標題の枠内にありますように、配置職員数割による人件費の按分方法に、救急出動の区分外出動にかかる要素を取り入れるものとなっております。救急出動の区分外出動とは、

現在、現場部門の統合により、対象地の直近に位置する署所からの出動として、旧消防署の管轄範囲を超えて救急車が出動しております。こうしたことから、区分外出動の件数等に応じた救急実績で人件費の増減調整を図ろうとするもので、下から2段目の自賄いの継続という標題の枠内にあります(1)消防署庁舎の建設・改修、(2)平成27年3月31日までに採用した職員の退職手当及び(3)広域化前に起債した公債費は、現行の自賄い方式を継続し、それ以外の消防車両に要する経費や、署所の運営経費など、できるだけ多くの要素で共通経費化を図り、基準財政需要額割、均等割、面積割といった複合要素で按分し、負担金を算出するものとなっております。B班の案の特徴といたしましては、現制度から、必要な見直しを行うとともに、共通経費化の最大化を図るものでございます。

次に、C班の案についてであります。現規約を踏襲し、現状を尊重しつつ、現在、明確となっていない必要事項を検討した案となります。C班の案におきましては、人件費につきまして、現規約のとおり、配置職員数割とし、下から3段目の新たに共通経費化という標題の枠内にあります(1)消防本部の車両、資機材(2)はしご車、化学車(3)現本部庁舎の大規模改修につきましては、新たに共通経費化したうえで、主に基準財政需要割で按分し、それ以外の要素につきましては、従来通り自賄い方式を継続するもので、現状の経費の負担割合を定める方法に最も近い案となります。

ただいまご説明いたしました、それぞれの案につきましては、今後もワーキンググループで検討が進められ、本年7月に開催を予定されております運営協議会におきまして、それぞれの案による構成市町村ごとの負担金額に関するシミュレーション結果の提示もなされる予定というふうに聞いております。こうしたことから、今後も、この検討内容につきまして注視をいたしまして、本町への影響等について引き続き、確認を行ってまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項の4番目、奈良県広域消防組合経費負担のあり方に関する検討会議の進捗状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 7ページのところです、広域化しなかった場合と現在の経費比較ということで、まだちゃんと読めてないんですけども、当初、単独でいく場合としなかった場合で比較していただけてますけども、当初広域化することによってこんだけの経費節減効果が図れますよと言った分と現在との比較っていうのは今ないんですか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 すみません、ちょっと今示していただいているのはこちらにある資料ということでご理解いただきたいと思います。

木澤委員 ここでいろいろ聞いてもなかなか分からないっていうのもあって、今回こういう形できちっと報告をしていただいているというのは、大切なことやと思いますんで、その都度やっぱり報告していただきたいというのと、今出てきてる案ですね、まだ具体的な数字出てきてないんですけども、ともすると斑鳩町の負担が増えていくっていう内容もここに含まれてるというふうに思いますんで、そうなるやっぱりこれまでの話と違うとかいろいろ思いもありますし、ほんでやっぱり今後どうあるべきかっていうのは、きちっとやっぱり我々も把握したうえで、きちっと住民の皆さんの意見も聞いてその声も反映させていきたいと思いますんで、また今後もですね、報告のほうをお願いしときたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
安藤まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

まちづくり政策課より、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等の土地賃借料について、ご報告させていただきます。

3月7日の予算審査特別委員会におきまして、平成31年度予算については、呉竹荘の要望により、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等の土地賃借料について減額を検討しており、歳入予算額を1,300万円で計上している旨、回答させていただきました。この件について、これまでの経過と町の対応案についてご報告いたします。

斑鳩町マルシェ・宿泊施設等の土地賃借料について、呉竹荘からの提案賃借料は年額2,075万1千円でした。基本協定締結後、呉竹荘で安全かつ迅速な工事手法等を検討された結果、工事期間中に駐車可能面積を半分程度にする必要があること、それに伴い駐車料収入が大幅に減少すること、この収入減が施設オープン後に収支計画に大きな影響を与えることが想定されることとして、株式会社呉竹荘より工事期間として平成31年7月から平成33年3月までの21か月間の土地賃借料の50%減額について、要望書の提出を受けました。具体的な要望額は、平成31年度は775万1千円減額し1,300万円、平成32年度の土地賃借料は1,075万1千円減額し1,000万円に縮減してほしい、あわせて1,850万2千円の減額を求める内容でした。

この要望を受けて、町において、改めて呉竹荘に対し、工事日程のより具体的なスケジュールを提出するよう指示し、それに対し呉竹荘から工事スケジュール予定表の提出を受け、町で検討しました結果、工事が着工される予定の平成31年8月から、募集要項に定める施設営業開始努力時期である平成32年6月までの期間中、土地賃借料の50%を縮減することが妥当であると考えております。

この減額案では、平成31年度の減額は要望額775万1千円に対し、692万円の減額とし、土地賃借料は1,383万1千円です。平成32年度の減額要望額は1,075万1千円でしたが、これに対し259万5千円の減額とし、土地賃借料は年額1,815万6千円でございます。あわせて2か年で1,850万2千円の減額要望がありましたが、951万5千円の減額として認める方向で考えております。

以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等の土地賃借料についてのご報告とさ

せていただきます、以上です。

委員長

福居財政課長。

財政課長

財政課から町有地の売払いについて、ご報告申しあげます。

はじめに、11月の本委員会でご報告いたしました、一般競争入札による町有地売却の入札結果についてでございます。2か所ありまして、まず、興留5丁目地内、法隆寺駅から北に約200mに所在する町有地でございます。入札参加申込み期限までに5件の申込みがあり、先月28日に実施した入札において2,011万1千円で、法人の方が落札されました。予定価格につきましては、約1,645万円で設定しておりましたので、366万円程度上回る金額での落札となりました。

次に、龍田南6丁目地内の追手西団地跡地の残地で、猫坂交差点から南に約150mに所在する町有地でございます。入札参加申込み期限までに2件の申込みがあり、同日の入札において503万円で個人の方が落札されました。予定価格につきましては233万円で設定しておりましたので、270万円程度上回る金額での落札となりました。現在、2物件とも、落札者と売却手続きをすすめているところでございます。

続きまして、過去に入札不調が続いておりました追手団地跡地の対応についてであります。本物件は消防コミュニティセンターの南西約100mに所在する1,383平方メートル、約420坪の町有地であります。過去2回の一般競争入札と3回の公募先着順売却において、段階的に予定価格を引き下げて、処分を試みておりましたが、申込者がなく、公募による売却が困難と判断しまして、一旦、売却を保留していたものでございます。

本物件について、この度、民間業者から購入したい旨の申し出がありましたので、売却に向けて条件交渉を行ってまいりたいと考えております。交渉結果により、最終の一般公募の予定価格である1,736万円を超える価格での売却が可能となりましたら、この機会を逃すことのないよう、速やかに随意契約による売却手続きをすすめてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

以上で、町有地の売払いにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 教育委員会事務局総務課から、1点ご報告をさせていただきます。
町立小学校における通級指導教室の開設についてでございます。

現在、発音や吃音等の言語の発達に不安を抱える児童や学習障害等を有する児童につきましては、平群東小学校に開設されている、ことばの教室に通って指導を受けております。この度、県教育委員会から、専任の指導員が斑鳩東小学校に配置される見込みから、平成31年度におきまして、斑鳩東小学校に通級指導教室を開設しようとするものでございます。通常学級に在籍しながら、一部の授業の時間に、特別支援学級や通級指導教室に通級して指導を受けたり、指導員が学校を巡回して指導することなどを考えております。また、斑鳩小学校・斑鳩西小学校に在籍する児童も、この通級指導教室に通うこともできるように考えております。詳細につきましては、現在、学校と協議しているところでございます。

以上、町立小学校における通級指導教室の開設についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 呉竹荘さんとの話なんですけども、相手さんの方から減額の申し出があったということなんですけど、当初、町はそういう予定はしてたんでしょうか。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり 募集要項時にはこういった予定はしておりませんでしたけれども、まず

政策課長 このマルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業においては、事業参加申込者は5事業者から提出されておりましたけれども、3事業者からが辞退届が提出されたものでございます。この辞退理由としましては、いずれも事業の採算性が確保できないという理由を聞いておりました、マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業のプロポーサルが、法隆寺周辺の土地利用規制により、いずれの事業者にとっても経営が難しい条件であることを把握しておりました。さらに11月に開催しましたマルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業のプレゼンテーション、また同時に提出されました提案書におきまして、呉竹荘から経営状況が非常に難しいことも予想されることから、安定経営に向け、賃借料の取り扱いなどの支援を要望する旨、事前に告知を受けておったものでございます。このようなことから当要望につきましては、工事期間中の駐車料収入が大幅に減少することが施設オープン後に収支計画に大きな影響を与える懸案があることを認めまして、最低限の工事期間中の土地賃借料の減額を行うこととしたものであります。以上です。

木澤委員 これ、例えば蹴った場合ってどうなるんですか。

まちづくり
政策課長 仮にですね、こちらを認めないということになりました時には、やはりこの採算のとれない期間のですね、収入減が、駐車料金の収入が大幅に減少することの期間の収入減が、施設オープン後の収支計画に影響を与えるということになるかと考えられます、以上です。

木澤委員 そうなると、契約できないという、最終的にはそういうことになって、そうなった場合に町にとって不利益というものはどういうものが発生するんでしょうか。

まちづくり
政策課長 契約ができないということでは恐らくないと思います。契約はもう、基本協定は12月12日に結びまして、そしてこの3月末には、土地賃借料等を定めます事業用定期借地権等設定契約を締結することで準備をすすめておりますので、この3月末につきましては事業用定期借地権等設定契約については締結する予定ではございますが、その後その経営がやはり難し

くなった場合にですね、やはり民間企業さんで、自分たちのお金だけでされているものでございますので、49年間の契約ではございますけれども、経営がやはり難しくなることもあり得るのではないかというふうに考えております、以上です。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時41分 再開)

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 いろいろ、休憩中にこの間工事の設計変更等、いろいろ町のほうからも注文をさせていただく中で、呉竹荘さんの負担になっているということもあって、そのことも含めて減額の申し出が出てきてるのかなというふうに理解をしましたが、ただまあこれだけの大きな金額で減額をするということになりますと、町民の皆さんにもやっぱり説明して理解をしてもらうということも必要ですんで、今すぐに資料は出せないとしても今後ですね、それに係る資料については議会にきちんと提出をしていただきたいと思いますので、そのことをお願いしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 町有地の払い下げに関して、以前ですか、松楽園、吉川の花屋さんの前売却されまして、その時に2、3人やったけれども、決定した相手方以外の人が訴訟を起こすようなことをおっしゃってましたけれども、それはどのようなようになったんですか。

委員長 福居財政課長。

財政課長 興留5丁目地内の松楽園南側の土地につきまして、ちょうど1年前にご

報告させていただきましたが、その後先方のほうから何も連絡がない状態となっております、以上です。

嶋田委員　　そしたら町には瑕疵がなかったということで理解してよろしいですね。

財政課長　　先方のほうとそれから接触をとっておりませんので、ちょっとどのよう
に思われているか分からないですけれども、恐らくそういうことかと考え
ております。

委員長　　他にございませんか。　平川委員。

平川委員　　ことばの教室ですけれども、今何人ぐらいが平群のほう利用されてるん
ですか。

委員長　　安藤教委総務課長。

教委総務
課長　　平成30年度におきまして9名の児童が通級指導を受けております。

平川委員　　じゃあ、東小学校では卒業する人とかもいらっしゃると思いますけども、
概ねこの人数が利用するということなのか、あと他の他町のお子さんも通
うことになって、だいたい何人ぐらいを想定されているんですか。

教委総務
課長　　利用につきましては町内の3小学校の児童を考えております。スタート
しなければ分からないですけれども、10名前後の利用があるのではない
かというふうに見込んでおります。

平川委員　　費用については県のほうが全てもたれるという理解でいいんですか。

教委総務
課長　　指導員につきましては県の教員が配置されます。あと、教室、備品等に
つきましては既存のものを使用する予定をしております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ございませんか。これをもって、その他についても終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午後 3 時 4 6 分 閉会)